

農業をサポートするサービス事業者のみなさまへ

農業支援サービス 関連施策パンフレット

(Ver. 5.0)



令和6年3月

農林水産省

このパンフレットについて(農業支援サービスとは)

農業の担い手不足や高齢化が深刻化する中、農業の現場では、従来のような農業者間の互助を目的とした地域内での農作業の受委託が困難になりつつあります。

一方で、ドローンや ICT 等の活用を通じて、新たなビジネスにチャレンジし、さまざまな面から、**農業者をサポートするサービス(農業支援サービス)**が登場しており、政府では、これらのサービスの育成・創出を推進しています。

このパンフレットは、**農業支援サービスに取り組んでいる又は取り組もうとする事業者の方を対象**に、活用いただける主な事業をとりまとめたものです。

今後も、事業メニューの変更や民間サービスの進展に応じて、適宜更新していきますので、皆様のお役に立てたら幸いです。

農業支援サービスの例

専門作業 受注型	播種や防除、収穫などの農作業を受託し、農業者の作業の負担を軽減するサービスを提供する事業です。 利用に当たって技術が必要なドローンによる防除作業を農業者に代わって行う JA 等の事業も登場しています。
機械設備 供給型	機械・機具のリース・レンタル、シェアリングにより、農業者の導入コストを低減するサービスを提供する事業です。 機械を無償で貸し出し、その稼働実績に応じた課金を行う事業も登場しています。
人材 供給型	作業者を必要とする農業現場のために、人材を派遣する等の事業です。 各地の繁忙期に着目して、社員を専門的に育成・派遣する事業者も登場しています。
データ 分析型	農業関連データを分析してソリューションを提供する事業です。 ドローンによる作物の生育状況のセンシングや、農業生産・市況データ等を駆使して農業経営をコンサルタントする様々な事業者が登場しています。

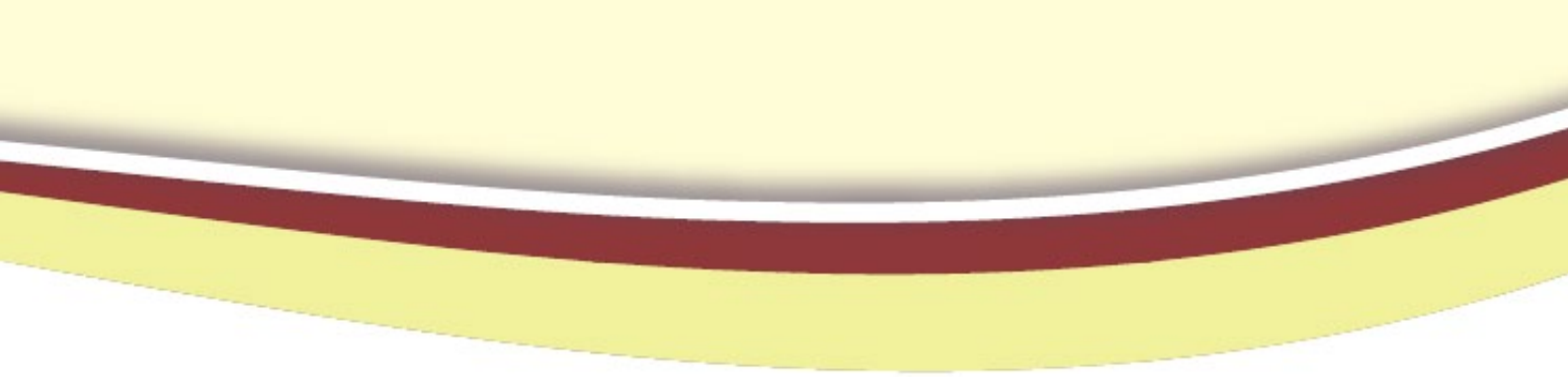
※ 農業支援サービスについては上記のようなものが考えられますが、日本標準産業分類上の農業にかかわらず、農業をサポートする事業を展開する事業者と広く捉えています。

農業支援サービス関連施策 一覽

各メニューにおいては公募期間が異なり、また、個別の申請・審査等が必要ですので、事業の活用検討に当たっては、必ず個別に問合せをお願いします。

制度・事業		事業概要	ページ
融 資	農業近代化資金	意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期低利資金	5
	農林漁業施設資金（共同利用施設）	共同利用の施設・機械導入に係る長期低利資金	5
	中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じた経営革新等に取り組む企業者が低利融資を受けられる資金	6
	新事業育成資金	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者への融資	6
出 資	中小機構が出資するファンドによる投資	中小企業やベンチャー企業への出資	7
	中小企業等経営強化法に基づく支援措置（投資）	経営力向上計画の認定に基づく中小企業投資育成株式会社法による特例	7
債 務 保 証 ／ 信 用 保 証	農業競争力強化支援法に基づく支援措置（債務保証）	農業用機械の製造、賃貸、農作業請負等の事業参入に係る債務保証	8
	農業信用保証保険制度	制度資金等を利用する農業者債務を保証	8
	信用保証協会による保証	中小企業等が借入を行う際の保証サポート	9
	中小企業等経営強化法に基づく支援措置（信用保証）	経営力向上計画の認定に基づく信用保証協会による追加保証や保証枠の拡大	9
	中小企業等経営強化法に基づく支援措置（債務保証）	経営力向上計画の認定に基づく債務保証	10
税 制 特 例	中小企業経営強化税制	認定を受けた経営力向上計画に従った設備投資について、即時償却又は10%の税額控除	11
	中小企業投資促進税制	一定の機械装置等を導入した場合の税制特例	11
	中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）	試験研究費の一定割合を法人税・所得税から控除	12

	制度・事業	事業概要	ページ
★ ★ ★ ★ 補助 金 等	オープンイノベーション研究・実用化推進事業	異分野のアイデアや技術等を導入し、農林水産業・食品産業の発展に資する研究開発を支援	13
	スタートアップへの総合的支援	サービス事業体の創出を目指すスタートアップが行う、実行可能性調査や試作品の作成、社会実証などの取組に対する支援	13
	農業支援サービス事業育成対策	農業支援サービス事業の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立のための取組を支援	14
	強い農業づくり総合支援交付金 (農業支援サービス事業支援タイプ)	農業支援サービス事業の提供に必要な、農業用機械等のリース導入・取得を支援	14
	産地生産基盤パワーアップ事業 (収益性向上対策・基金事業)	収益力強化に計画的に取り組む産地において、高機能な農業機械の導入等を支援	15
	農業支援サービス事業緊急拡大支援対策 (農業支援サービス事業体ビジネス確立支援)	新規のサービス事業体の育成に加え、新たに他産地への事業展開を行うサービス事業体のビジネス確立等を支援	15
	農業支援サービス事業緊急拡大支援対策 (スマート農業機械等導入支援)	農業支援サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入の取組のほか、農業支援サービスの広域展開に必要な取組等を支援	16
	雇用就農資金	就農希望者を新たに雇用し、農業に必要な技術・経営ノウハウ等の実践的な研修を行う農業サービス事業体に対する支援	16
	農業労働力確保支援事業	産地内における労働力確保を推進するための取組や、繁忙期の異なる他産地・他産業との連携による労働力確保の取組を支援	17
	労働力確保体制強化事業 (就労条件改善タイプ)	地域協議会等が実施する就労条件や労働環境改善などの働き方改革を推進するための取組を支援	17
	ディープテック・スタートアップ支援事業	ディープテック・スタートアップに対して初期的な研究開発から量産化技術の実証までを支援	18
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	革新的サービス開発・試作品開発や生産プロセスの改善等を行うための設備投資を支援	18
	成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)	中小企業の研究開発、試作品開発、販路開拓までを一環支援	19
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター事業)	畜産クラスター計画を策定した地域に対し、収益性向上など、生産基盤の維持・強化に必要な機械導入や施設整備等を支援	19
	飼料自給率向上総合緊急対策 (国産飼料の生産・利用拡大事業のうち飼料生産組織の規模拡大等支援)	飼料生産組織の規模拡大に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置、畜産農家等と長期契約を行い安定的に国産飼料を供給する取組等を支援	20
	飼料自給率向上総合緊急対策 (国産飼料の生産・利用拡大事業のうち高品質TMR供給支援対策)	TMRの品質改善計画を策定したTMRセンターが、当該計画に基づき行つたバンカーサイロ補改修の取組等を支援	20
畜産生産力・生産体制強化対策事業 (飼料生産利用体系効率化対策のうち飼料生産組織強化対策)	飼料生産組織の飼料生産作業の効率化や運営強化、地域ぐるみでの国産飼料の増産に向けた取組を支援	21	
その他	SBIR 制度	スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化に対する支援	22



融 資

👉 新たな事業等に取り組む事業者を対象とした融資制度をご紹介します！

● 農業近代化資金

意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金で、農作業受託サービスを行う事業者も融資を受けられます。

対象・要件

- (1) 農業を営む者
- (2) 農協、農協連合会
- (3) (1) から (2) 又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体
又は基本財産の過半を拠出している法人

支援内容

【借入限度額】

農業を営む者：個人 1,800 万円、法人・団体 2 億円
農協等：15 億円

問合せ先

お近くの JA・金融機関

詳細はこちら



農水省HP

● 農林漁業施設資金(共同利用施設) <公庫農林事業>

農林水産物の生産、流通、加工、販売等に必要な共同利用施設・機械導入に係る長期かつ低利の資金で、農作業受託サービスを行う事業者も融資を受けられます。

対象・要件

- (1) 土地改良区、土地改良区連合、農協、農協連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会
- (2) 地方公共団体を除き農林漁業者及び (1) の法人が主たる構成員・出資者になっている又は基本財産の過半を拠出している法人及び団体
- (3) 農林漁業者若しくは農林漁業者の組織する法人又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっており、農林漁業の振興を目的とする法人

支援内容

【借入限度額】

借受者の負担額の 80%以内

問合せ先

日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店

詳細はこちら



日本政策
金融公庫 HP

● 中小企業経営力強化資金＜公庫中小事業＞

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定経営革新等支援機関の経営支援を受ける事業者等を対象に融資を受けられます。

対象・要件

- (1) 経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合も含む）を行おうとする者で、自ら事業計画書を策定し認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている者
- (2) 「中小企業の会計に関する基本要領」若しくは「中小企業の会計に関する指針」を適用している又は適用する予定である者で、事業計画を策定する者
- (3) 中小企業基盤整備機構によるハンズオン支援を受けて経営課題の解決に取り組む者

支援内容

【借入限度額】
7億2,000万円（中小企業事業）

問合せ先

日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店

詳細はこちら



日本政策
金融公庫 HP

● 新事業育成資金＜公庫中小事業＞

高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者への融資で、融資の後も、経営課題についてのきめ細かなアドバイスを受けられます。

対象・要件

高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者であって、次の1～3のすべてに当てはまる者

- (1) 新たな事業を事業化させておおむね7年以内
- (2) 次のいずれかに当てはまる者
 - イ 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた方
 - ロ（独）中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた者
 - ハ 他企業に利用されていない知的財産権やSBI R制度に係る指定補助金及び特定新技術補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して新事業を行う者
- (3) 継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる者

支援内容

【借入限度額】 7億2,000万円

問合せ先

日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店

詳細はこちら



日本政策
金融公庫 HP

出資

👉 中小企業等への出資制度をご紹介します！

● 中小機構が出資するファンドによる投資

中小機構が出資するファンドより、株式取得等による投資の他、経営面でのハンズオン支援が受けられます。

対象・要件 中小機構は以下のとおり、投資対象となる企業に応じて3種類のファンドへ出資しています。

- (1) 起業支援ファンド：主に設立5年未満の中小企業・ベンチャー企業
- (2) 中小企業成長支援ファンド：新事業展開、事業の再編・承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業
- (3) 中小企業再生ファンド：経営状況が悪化しているものの、相応の収益力があり、財務リストラや事業再構築により再生が可能な中小企業

支援内容 <起業支援ファンド・中小企業成長支援ファンド> では以下の(1)、(2)を、<中小企業再生ファンド> では以下の(1)～(4)の支援を受けられます。

- (1) 株式取得等による資金提供
- (2) 投資会社による経営面のハンズオン支援
- (3) 再生計画策定支援
- (4) 金融機関からの金銭債権取得

問合せ先 中小企業基盤整備機構ファンド事業部ファンド事業企画課
(☎03-5470-1672)

詳細はこちら



中小企業基盤
整備機構 HP

● 中小企業等経営強化法に基づく支援措置（投資）

中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた中小企業者は、中小企業投資育成株式会社法による特例が受けられます。

対象・要件 経営力向上計画の認定を受けた中小企業者（投資の審査は、経営力向上計画の認定審査とは別に行われます。）

支援内容 通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社の投資対象になります。

問合せ先 東京中小企業投資育成株式会社 (☎03-5469-1811)
名古屋中小企業投資育成株式会社 (☎052-581-9541)
大阪中小企業投資育成株式会社 (☎06-6459-1700)

詳細はこちら



中小企業庁 HP

債務保証／信用保証

👉 事業資金等の調達に係る債務保証/信用保証制度をご紹介します！

● 農業競争力強化支援法に基づく支援措置（債務保証）

農業競争力強化支援法に基づき、「良質かつ低廉な農業資材の供給」に資する事業参入計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置として、資金の借入に係る債務保証が受けられます。

対象・要件

事業参入計画の認定を受けて以下の事業を新たに行う事業者

- (1) 農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む。）
- (2) 農業用ソフトウェア作成事業
- (3) 農業用機械の賃貸、農業用機械を用いた農作業請負等の農業用機械の利用促進に資する事業

支援内容

- (1) 中小企業基盤整備機構の債務保証
（保証割合：借入れの 50%、保証限度額：25 億円）
- (2) 日本政策金融公庫の債務保証（スタンドバイ・クレジット）
（保証限度額：4億 5,000 万円）

問合せ先

農林水産省農産局技術普及課（☎03-6744-2182）

詳細はこちら



農水省 HP

債務保証／信用保証

● 農業信用保証保険制度

農業近代化資金等の制度資金や農業に必要な事業資金など様々なニーズに応じた資金に係る債務保証が受けられます。

対象・要件

- (1) 農業を営む者及びその者が組織する法人
- (2) 農業に従事する者（作業受託者を含む）及びその者が組織する法人

支援内容

【保証対象資金】

- (1) 農業用構築物、機械器具の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 肥料、飼料、営農用備品等の購入 など

問合せ先

お近くの農業信用基金協会

詳細はこちら



農水省 HP

● 信用保証協会による保証

信用保証協会では、多様なニーズに合わせた保証制度を設けています。

対象・要件

【流動資産担保融資保証制度（ABL 保証）】

自らが有する売掛債権や棚卸資産を担保として借入れを行う中小企業・小規模事業者

【小口零細企業保証制度】

中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模事業者

支援内容

【流動資産担保融資保証制度（ABL 保証）】 保証限度額：2億円

【小口零細企業保証制度】 保証限度額：2,000万円

問合せ先

お近くの信用保証協会

詳細はこちら



全国信用保証
協会連合会 HP

● 中小企業等経営強化法に基づく支援措置（信用保証）

中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置として、信用保証協会による保証のうち追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

対象・要件

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者（保証の審査は、経営力向上計画の認定審査とは別に行われます。）

支援内容

信用保証協会による保証のうち別枠での追加保証や保証枠の拡大

【保証限度額】

(1)普通保険：別枠2億円（組合4億円）（通常枠2億円（組合4億円））

(2)無担保保険：別枠8,000万円（通常枠8,000万円）

(3)特別小口保険：別枠2,000万円（通常枠2,000万円）

(4)新事業開拓保険：2億円→3億円（保証枠の拡大）

(5)海外投資関係保険：2億円→3億円（保証枠の拡大）

問合せ先

お近くの信用保証協会

詳細はこちら



中小企業庁 HP

● 中小企業等経営強化法に基づく支援措置（債務保証）

中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置として、債務保証が受けられます。

対象・要件

- (1)について、経営力向上計画の認定を受けた特定事業者
(保証の審査は、経営力向上計画の認定審査とは別に行われます。)
- (2)について、経営力向上計画の認定を受けた従業員数2千人以下の特定事業者等※
(保証の審査は、経営力向上計画の認定審査とは別に行われます。)
※特定事業者は含まれません

支援内容

- (1)日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット
【補償限度額】 1法人あたり最大4億5,000万円
- (2)中小企業基盤整備機構による債務保証
【保証限度額】 1法人あたり最大25億円
【保証割合】 50%

問合せ先

- 支援内容(1)について：
日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店
- 支援内容(2)について：
中小企業基盤整備機構ファンド事業部事業基盤支援課
(☎03-5470-1575)

詳細はこちら



中小企業庁 HP

税制特例

👉 中小企業等の設備投資や試験研究を促進する税制特例をご紹介します！

● 中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた事業者が、その経営力向上計画に基づき、対象設備の取得等をした場合、税制特例が受けられます。

対象・要件

【要件】

- (1) 経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等であり、青色申告書を提出する中小企業者等であること
- (2) 対象設備が、生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備(生産性向上設備)、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備(収益力強化設備)、遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備(デジタル化設備)、又は、修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備(経営資源集約化設備)であること

【対象設備】

機械装置(160万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)、
器具備品・工具(30万円以上)、建物附属設備(60万円以上)

支援内容

法人税又は所得税について、即時償却又は取得価額の10%の税制控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)を選択適用

問合せ先

中小企業経営強化税制について：
中小企業税制サポートセンター(☎03-6281-9821)
経営力向上計画について：
経済産業省中小企業庁事業環境部企画課(☎03-3501-1975)

詳細はこちら



中小企業庁 HP

● 中小企業投資促進税制

一定の機械装置等の取得等をした場合、税制特例が受けられます。

対象・要件

【要件】

青色申告書を提出する中小企業者等であること

【対象設備】

機械装置(160万円以上)、測定工具・検査工具(120万円以上)、
ソフトウェア(70万円以上)、普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上)、
内航船舶(取得価額の75%が対象)

支援内容

法人税又は所得税について、取得価額の30%の特別償却又は7%の税制控除を選択適用
(資本金3,000万円超1億円以下の法人は特別償却のみ適用可)

問合せ先

中小企業税制サポートセンター(☎03-6281-9821)

詳細はこちら



中小企業庁 HP

● 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)

研究開発を行った場合、その試験研究費の一定割合の金額について法人税・所得税の税額控除が受けられます。

対象・要件 青色申告書を提出する中小企業者等

- 支援内容**
- (1)：中小企業技術基盤強化税制又は一般型
試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。
 - (2)：特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）
特別試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。

問合せ先 本税制の適用にあたってのご質問は税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

研究開発税制について：
経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
(☎03-3501-1778)

中小企業技術基盤強化税制について：
経済産業省中小企業庁経営支援部技術・経営革新課
(☎03-3501-1816)

詳細はこちら



経産省 HP

補助金等

👉 新たな事業等に取り組む事業者の研究開発や、機械導入、人材育成等への支援をご紹介します！

● オープンイノベーション研究・実用化推進事業

農林水産業・食品産業の発展等を目的とした産学官が連携して取り組む基礎研究や実用的な技術開発の支援を受けられます。 ※R6年度の公募は終了しております。

対象・要件

- (1)法人格を有する研究機関等
- (2)令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること
- (3)原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること など

支援内容

【研究委託費の上限】

基礎研究ステージ：最大3,000万円
(チャレンジタイプ及び若手研究者応援タイプ：最大1,000万円)

開発研究ステージ：最大3,000万円

問合せ先

生研支援センター イノベーション創出課
(☎044-276-8995)

詳細はこちら



農研機構 HP

● スタートアップへの総合的支援

サービス事業体の創出を目指すスタートアップ等が行う、実行可能性調査から試作品の作成、社会実証などの取組を切れ目なく支援します。

対象・要件

農林水産・食品分野で新たな技術開発・事業化を目指すスタートアップ（原則設立15年以内）等

支援内容

各研究フェーズに応じ、研究開発から事業化に向けた取組までサポートします。

- スタートアップ等への伴走支援
 - フェーズ0(ビジネスシーズ創出) :最大1,000万円/件 (最大2年間)
 - フェーズ1(実行可能性調査、概念実証) :最大1,000万円/件 (最大1年間)
 - フェーズ2(試作品作成・改良) :最大1,000万円/件 (最大2年間)
- スーパーアグリクリエーター発掘支援

問合せ先

生研支援センター スタートアップ支援課
brainstupweb[アット]ml.affrc.go.jp
([アット]を@に置き換えてください)

詳細はこちら



農研機構HP

※この他、スタートアップ等が行う大規模実証（フェーズ3）の取組への支援として「農林水産省 中小企業イノベーション創出推進事業」を令和5年度から実施しております。
問合せ先：農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室 (☎03-6744-7044)

● 農業支援サービス事業育成対策

農業支援サービス事業体の新規参入・既存事業者による新たなサービス事業の育成・普及を加速化するため、新規事業立上げ当初のビジネス確立のための取組を支援します。

対象・要件 (1) 農業支援サービスを新たに実施すること
(新サービス開始、新たな地域への展開等)

- (2) 以下の成果目標のいずれかを設定すること
- ① 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数
 - ② 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積
 - ③ 事業実施主体の提供するサービスの売上げ

支援内容 以下の取組を定額で支援(上限1,500万円)

- ① ビジネス確立のためのニーズ調査やサービス提供の試行・改良
- ② デモ実演等に必要な機械・システムの改修やデータ収集
- ③ サービスの提供に必要な専門人材の育成(研修費等)等

問合せ先 農林水産省農産局技術普及課農業支援サービスユニット
(☎03-6744-2221)

詳細はこちら



農水省 HP

● 強い農業づくり総合支援交付金 (農業支援サービス事業支援タイプ)

農業支援サービス事業体の新規参入及び既存事業者による新たな農業支援サービス事業の提供に必要な、農薬散布用のドローン等、農業用機械等のリース導入・取得を支援します。

対象・要件 (1) 農業支援サービスを新たに実施すること
(新サービス開始、新たな地域への展開等)

- (2) 以下の成果目標のいずれかを設定すること
- ① 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数
 - ② 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積
 - ③ 事業実施主体の提供するサービスの売上げ

支援内容 農業用機械等のリース導入・取得：本体価格の1/2以内

問合せ先 農林水産省農産局技術普及課農業支援サービスユニット
(☎03-6744-2221)

詳細はこちら



農水省 HP

● 産地生産基盤パワーアップ事業 (収益性向上対策・基金事業)

農業支援サービス事業体が、産地と一体となって収益力強化に計画的に取り組む場合、計画の実現に必要な農業用機械のリース導入等を支援します。

対象・要件

地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画に参加する取組主体（農業者、農業者団体、民間事業者等）であること

- ▶ 産地パワーアップ計画に取組主体として位置付けられた農業支援サービスを営む民間事業者（中小企業）や農業者の組織する団体等も対象となります。
- ▶ R2補正より、産地パワーアップ計画の成果目標に「農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること」を追加しました。

支援内容

生産支援事業（ソフト）：農業機械等のリース導入・取得等は1/2以内

問合せ先

農林水産省農産局総務課生産推進室
(☎03-3502-5945)

詳細はこちら



農水省 HP

★新規掲載！

● 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策 (農業支援サービス事業体ビジネス確立支援)

新規のサービス事業体の育成に加え、新たに他産地への事業展開を行うサービス事業体のニーズ調査、デモ実演に必要な機械・システムの改修、専門人材の育成等の取組を支援します。

対象・要件

ビジネス確立支援主体が制定する業務方法書により審査・採択された農業支援サービス事業体

支援内容

ビジネス確立の取組に直接必要な経費を定額で支援。
(農業支援サービスの試行・改良に係る人件費、農業支援サービスに必要な自社制作機械等の原材料費、本事業における取組に直接必要な旅費、成果のとりまとめに係る一部分の委託費 等)

問合せ先

農林水産省農産局技術普及課農業支援サービスユニット
(☎03-6744-2221)

詳細はこちら



農水省 HP

★新規掲載！

● 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策 (スマート農業機械等導入支援)

農業支援サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入の取組のほか、農業支援サービスの広域展開に必要な取組、機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組を支援します。

対象・要件

- (1) 農業支援サービス事業者であること
- (2) 提供するサービスの利用者数に係る成果目標を設定し達成すること

支援内容

〈地域型サービス支援タイプ〉

農業支援サービスの提供を目的としたスマート農業機械等の購入・リース導入：補助率1/2以内（上限1,500万円）

〈広域型サービス支援タイプ〉

- ① 農業支援サービスの提供を目的としたスマート農業機械等の購入・リース導入：補助率1/2以内（上限5,000万円、下限原則500万円）
- ② 農業支援サービスの広域展開に必要な取組、機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組にかかる経費：定額（①に対する補助額を上限とし、①及び②に対する補助額の合計額は5,000万円以内）

問合せ先

農林水産省農産局技術普及課農業支援サービスユニット
(☎03-6744-2221)

詳細はこちら



農水省 HP

● 雇用就農資金

49歳以下の就農希望者を新たに雇用して、農業に必要な技術・経営ノウハウ等の実践的な研修を行う農業サービス事業者に対して支援します。

対象・要件

- 以下の全てを満たす農業サービス事業者
- (1) 概ね年間を通じて農業を営む事業者であること
 - (2) 新規就農者を正社員として雇用し、支援開始時点での就業期間が4か月以上12か月未満であること
 - (3) 労働保険に加入し、就業規則を整備していること
 - (4) 農業の「働き方改革」の実行計画を作成し、従業員と共有すること
 - (5) 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいる、または新たに取り組むこと
 - (6) 研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること 等

支援内容

【助成額】
年間最大60万円（最長4年間）
(雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は年間15万円加算)
(※新規雇用就農者の増加分が支援対象)

問合せ先

農林水産省経営局就農・女性課雇用グループ
(☎03-6744-2162)

詳細はこちら



農業をはじめの JP

補助金等

★新規掲載！

● 農業労働力確保支援事業

農業現場における労働力不足を解消するため、産地内における労働力確保を推進するための取組や、繁忙期の異なる他産地・他産業との連携による労働力確保の取組を支援します。

- 対象・要件** 以下の全ての要件を満たす団体（都道府県、市町村、農協、農業法人等）
- (1)事業の事務手続きを適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法、その責任者、財務管理の方法等を明確にした運営規約が定められている団体であること。
 - (2)本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
 - (3)農業の労働力確保に関する知見を有していること。

- 支援内容** 【助成額】 上限350万円（定額）
※他産地・他産業との連携による労働力確保に取り組む場合、確保した労働者の交通費、宿泊費を1,000万円上限（定額）で支援

- 問合せ先** 農林水産省経営局就農・女性課雇用グループ
(☎03-6744-2162)

詳細はこちら



農水省HP

★新規掲載！

● 労働力確保体制強化事業(就労条件改善タイプ)

地域協議会等が実施する就労条件や労働環境改善などの働き方改革を推進するための取組を支援します。

- 対象・要件** 以下の要件を満たす団体（地区プロジェクト実施主体）
- ①従業員（雇用契約期間が1か月以上の者で、正規職員・パートタイム職員等の別は問わない。）を雇用し、就労条件改善に取り組む農業経営体（農業支援サービス事業体を含む）を3者以上含む
 - ②関係機関（事業の実施に加え、本事業終了後も産地等の就労条件改善を推進する能力及び意欲を有する者。地方公共団体や指導農業士会、JA、法人協会、青年農業者団体等）を1者以上含む
※①に加え、今後、従業員の雇用を予定しており、就労条件改善に取り組む農業経営体を構成員に含めることも可能。
 - ③事務の実務手続を定期性かつ効率的に行うための運営規定が定められている
 - ④その他本事業を行う意思や計画、能力、労働力確保に関する知見を有する

- 支援内容** 【助成額】
1 協議会あたり2,000万円上限（定額）
※就労条件改善に取り組む農業経営体数×100万円で算出

- 問合せ先** 農林水産省経営局就農・女性課雇用グループ
(☎03-6744-2162)

詳細はこちら



農水省HP

● ディープテック・スタートアップ支援事業

革新的な技術の事業化・社会実装を目指して研究開発に取り組むディープテック・スタートアップが、初期的な研究開発から量産化技術の実証まで、従来の事業より大規模（最大30億円）かつ長期（最大6年）の支援を受けられます。

- 対象・要件** 以下の全ての要件を満たすディープテック・スタートアップ
- (1)経済社会課題の解決を志向している会社であって、その有する技術が課題の解決に資する者
 - (2)革新的な技術の事業化及び社会実装を目指している者
 - (3)創業から長期間経過していない者であって、VC等の資金を活用しながら、大きく事業の成長を図ろうとする者
 - (4)事業成長のために研究開発投資を積極的に行っている者
- ※詳細は、公募要領等をご覧ください。

- 支援内容**
- 実用化研究開発（前期）：上限額3億/5億（※）、支援期間2～4年程度
実用化研究開発（後期）：上限額5億/10億（※）、支援期間2～4年程度
量産化実証：上限額25億円、支援期間2～4年程度
一気通貫支援：上限額30億円、支援期間最長6年
※海外での技術実証を計画している場合等は補助上限が上げられます。
【助成率】 最大2/3以内

- 問合せ先** NEDO イノベーション推進部
dtsu[アット]nedo.go.jp
（[アット]を@に置き換えてください）

詳細はこちら



NEDO HP

● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等が革新的サービス開発・試作品開発や生産プロセスの改善等を行うための設備投資に対する支援を受けられます。

- 対象・要件** 以下の要件を満たす 3～5 年の事業計画を策定及び実施する中小企業等
- (1)付加価値額：+3%以上/年
 - (2)給与支給総額：+1.5%以上/年
 - (3)事業場内最低賃金：地域別最低賃金+30円以上

- 支援内容**
- 【補助上限額】
最大2,000万円
- 【補助率】
中小企業 1/2以内
小規模企業者・小規模事業者 2/3以内

- 問合せ先** ものづくり補助金事務局サポートセンター
(☎050-8880-4053)

詳細はこちら



ものづくり補助金
総合サイト

● 成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)

中小企業者等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、ものづくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組に対して、最大3年間の支援を受けられます。

対象・要件 (1)中小企業者等が、大学・公設試等の研究機関等と連携して研究開発等を行う事業 (2)(1)の研究開発が「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に則るものであること

支援内容

【補助額の上限】

<通常枠>

単年度 : 4,500 万円以下

2年間合計 : 7,500 万円以下

3年間合計 : 9,750 万円以下

<出資獲得枠>

単年度 : 1 億円以下

2年間合計 : 2 億円以下

3年間合計 : 3 億円以下

【補助率】

原則2/3 以内

詳細はこちら



中小企業庁 HP

問合せ先

研究実施場所の都道府県を所管する経済産業局

● 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター事業)

畜産クラスター計画を策定した地域において、畜産農家等が行う収益性向上など、生産基盤の維持・強化に必要な施設整備や機械導入等を支援します。

対象・要件 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家又は飼料生産組織）であること

成果目標の例（中小規模経営等が施設整備事業に取り組む場合）

- ▶ 生産コストの削減（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）
- ▶ 販売額の増加（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）
- ▶ 所得の向上（10%以上〔事業終了後5年以内まで〕）

支援内容

施設整備事業：収益力強化等に必要な施設整備等を支援
(補助率1/2以内)

機械導入事業：収益力強化等に必要な機械導入を支援
(補助率1/2以内)

調査・実証・推進事業

：収益力強化の取組の効果実証に必要な調査・分析を支援
(補助率定額)

詳細はこちら



農水省HP

問合せ先

農林水産省畜産局企画課推進班・地域振興班

(☎03-3501-1083)

● 飼料自給率向上緊急対策

(飼料自給率向上緊急対策事業等のうち飼料生産組織の規模拡大等支援)

飼料生産組織の規模拡大や省力化に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置、畜産農家等との長期契約に基づく安定的な国産飼料の供給に対する取組等を支援します。

対象・要件 以下の要件を満たす飼料生産組織（農業法人、農業者団体、公社、農業関連企業等）

(1) 飼料生産組織の規模拡大支援

- ▶ 運営強化方針の作成、地方公共団体等への事前相談
- ▶ 飼料※の生産・販売、作業受託の合計売上高の5%以上増加
又は 導入機械での作業拡大面積が北海道：20ha以上 都府県：10ha以上等
又は 労働投入量（労働時間）の5%以上削減 又は 労働生産性を5%以上向上

(2) 安定的な国産飼料の供給支援

- ▶ 畜産農家等と5年以上の長期供給契約・作業受託契約を結び、飼料※の収穫作業等を行うこと
- ▶ 飼料生産延べ面積（2作目も含む）を10%以上拡大等
- ▶ 拡大する作付地の土壌分析と生産する飼料の分析の実施

※対象となる飼料：稲わらを含む各種粗飼料、濃厚飼料（子実用とうもろこし、大麦、大豆）

支援内容

- (1) 飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械（作付～収穫・調製～運搬の各作業、堆肥の運搬・散布やほ場排水対策等に必要な機械）やICT機器の導入、簡易倉庫の設置（補助率：1/2以内）
- (2) 畜産農家等と長期契約した上での拡大面積あたり
1年目 12,000円/10a以内、2年目5,000円/10a以内 を支援

詳細はこちら



農水省HP

問合せ先

- (1) (2)農林水産省畜産局飼料課飼料生産振興班（☎03-3502-5993）
- (2)（一社）日本草地畜産種子協会 草地畜産部（☎03-3251-6501）

● 飼料自給率向上緊急対策

(飼料自給率向上緊急対策事業等のうち高品質TMR供給支援対策)

TMRの品質改善計画を策定したTMRセンターが、当該計画に基づき行うバンカーサイロ補改修の取組等を支援します。

対象・要件 TMRセンター

支援内容2（1）を実施する場合、国の補助事業により整備したバンカーサイロであって処分制限期間内のものは助成対象外。

支援内容

1. 品質改善計画に基づき行う調査、飼料分析等の取組への助成（補助率1/2以内）
2. (1)バンカーサイロの床面等の補改修（補助率1/2以内）
(2)TMR原料の品質向上のための技術実証（補助率1/2以内）
①原料となる飼料作物の種類、②原料の詰込・調製方法、
③密閉度を高めるためのサイロ床面等の加工、
④調製用資材、⑤その他品質に影響する要素

詳細はこちら



農水省HP

問合せ先

農林水産省畜産局飼料課草地整備事業班
（☎03-6744-2399）

● 飼料増産・安定供給対策 (国産飼料増産対策事業のうち飼料生産組織の人材確保・育成支援)

飼料生産組織のオペレーター確保に向けた募集活動や、大型特殊等の免許や技術資格の取得、人材育成のための研修を支援します。

対象・要件

- 以下の要件を満たす飼料生産作業を行う組織（農業法人、農業関連企業等）
 - 原則として労働保険、厚生年金保険、健康保険に加入させること
 - 常時10人以上の従業員がいる場合は、就業規則を定めていること
 - 国による他の人件費、雇用、研修、免許等取得に関する助成を重複受給しないこと 等
- 以下の要件を満たす飼料生産組織の採用者・従業員
 - 正社員として3カ月以上雇用されること
 - 主として飼料の生産に従事すること
 - 研修の場合、採用から1年未満の者
 - 免許・資格取得の場合、取得後3年以上飼料生産作業に従事すること 等

支援内容

飼料生産組織が行う以下の取組への支援

- 人材確保のための採用活動（補助率定額：30万円/人以内）
- 採用者のための研修（補助率定額：60万円/人以内）
- 従業員の免許取得(大型、大型特殊、けん引)（補助率定額：20万円/人以内）
資格取得（農業機械整備士）（補助率定額：1万円/人以内）

問合せ先

農林水産省畜産局飼料課飼料生産振興班（☎03-3502-5993）

詳細はこちら



農水省 HP

その他

👉 その他、新たなサービスの創出に向けた支援・取組をご紹介します！

●SBIR制度

スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化に対する支援を受けられます。

対象・要件 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき指定された各府省庁の研究開発補助金や委託費の交付を受けた原則設立15年以内の中小企業者等

支援内容

- (1)技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大
- (2)日本政策金融公庫の特別利率による融資
- (3)特許料等の減免措置
- (4)中小企業信用保険法の特例
- (5)中小企業投資育成会社法の特例
- (6)SBIR特設サイトにおける研究開発成果等のPR
- (7)国による研究開発成果の随意契約

問合せ先 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局
イノベーション推進担当
(☎ 03-6257-1333)

詳細はこちら



SBIR
特設サイト



MEMO



MEMO



MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

